平成２３年（フ）第２８３号
和歌山県橋本市高野口町伏原912番地の２
債務者　丸孝加工場こと　井上ユキエ
１　決定年月日時　平成23年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３９４号
和歌山県岩出市森201番地の49
債務者　中嶋知恵美（旧姓多和本）
１　決定年月日時　平成23年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４５２号
和歌山市松江北３丁目３番15号
債務者　山下　修平
１　決定年月日時　平成23年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４７５号
和歌山県有田市港町842番地
債務者　網代　貴之
１　決定年月日時　平成23年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４７９号
和歌山市岩橋725番地の１　アウローラ１―102号室
債務者　前田　直美
１　決定年月日時　平成23年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４８０号
和歌山市相坂300番地の15
債務者　尾﨑　裕美
１　決定年月日時　平成23年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５０６号
和歌山市三葛484番地の１　県営三葛団地１―５―19
債務者　中嶋八代美
１　決定年月日時　平成23年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０号
山口県下松市藤光町１丁目12番１号尾尻ハイツ102号室、前住所山口県下松市東陽６丁目２番５―304号
債務者　杉山　好男
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２５２５号
名古屋市千種区自由ケ丘２丁目12番５―302号　楠荘
債務者　佐々木　淳
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５５７号
名古屋市港区港陽３丁目12番５号　港陽ハイツ202号
債務者　木下　末男
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７１号
青森県八戸市是川３丁目３番地３　市営住宅Ａ１―12
債務者　南　　清美
１　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
島根県安来市下坂田町75番地５
債務者　伊藤　雄二
１　決定年月日時　平成23年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５３３号
名古屋市中川区八田町1709番地　スカイマンション八田303号
債務者　渡邉　裕樹
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５７３号
名古屋市瑞穂区船原町６丁目４番地の３　コーポラス船原301号
債務者　吉野　和美
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６号
山口県萩市大字川島433番地３
債務者　森田　澄江
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第４８号
山口県長門市東深川734番地６
債務者　松重鮮魚店こと　松重　絹江
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第１２３号
岡山県津山市院庄321番地10
債務者　山田　　学
１　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時20分
岡山地方裁判所津山支部